十四　児童手当法施行規則第七条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十五　児童手当法施行規則第一条の三の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十六　児童手当法第二十八条の規定による書類の閲覧、資料の提供の求め及び当該資料の受領又は報告の求め及び当該報告の受理
十七　児童手当法施行規則第十条の規定による通知
十八　児童手当法施行規則第十一条第一項の規定による確認

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十八号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（証券取引等監視官及び証券取引等副監視官） **第百九十条**　［略］ 2　証券取引等監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を掌理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十八条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百三十七条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法律第百五十条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）に関すること。 二　［略］ 3　［略］ （統括金融証券検査官の職務） **第二百二十七条**　［略］ 一　［略］	（証券取引等監視官及び証券取引等副監視官） **第百九十条**　［同上］ 2　証券取引等監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を掌理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十三条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百三十七条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法律第百五十条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）に関すること。 二　［同上］ 3　［同上］ （統括金融証券検査官の職務） **第二百二十七条**　［同上］ 一　［同上］